

参考資料

全国市長会

1. 地方一般財源総額と地方交付税総額の確保等

- 地方創生、子ども・子育て支援、防災・減災事業等の地方の行政運営に必要な財政需要について、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額及び地方交付税総額を確保。
- 恒常的な地方交付税の財源不足は、臨時財政対策債によることなく、地方交付税法定率の引上げを含めた抜本的な改革が必要。
- 都市自治体は、独自に財政支出を削減し、災害等への対応に備えるために基金を積立て。地方の基金残高の増加を理由とした短絡的な地方財源の削減は認められない。

総務大臣提出資料(H30.4.24経済財政諮問会議)

経済再生と財政健全化の両立について(抄)

- 地方の財源不足は大幅に縮小したものの、なお巨額の財源不足が生じている。
- 地域経済の再生と地方財政の健全化を推進し、国・地方を合わせたPB黒字化に繋げていく。
- そのためにも、地方の不安を取り除き、地方団体が予見可能性を持ちながら、計画的な財政運営を行うことができるよう、一般財源総額を安定的に確保することが不可欠。
※ 地方交付税について、財政調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう総額を適切に確保するとともに、地方の財源不足を縮小し、臨時財政対策債に頼らない財務体質を目指す等、財政健全化を推進

骨太の方針2018(抄) (H30.6閣議決定)

地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、**2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。**

平成31年度地方財政収支見通し(仮試算)

(通常収支分) (単位:兆円)

区分	30年度 A	31年度 B	増減額 B-A	仮試算の考え方
地方税・地方譲与税等	42.1	42.6	0.5	・「中長期の経済財政に関する試算」(内閣府)による名目成長率等を用いて試算 ・森林環境譲与税(仮称)200億円(新規)を含む
地方交付税	16.0	15.9	△0.1	地方公共団体金融機構の準備金活用の減等
国庫支出金	13.7	13.9	0.3	社会保障費等の増
地方債	9.2	9.4	0.1	
うち 臨時財政対策債	4.0	4.1	0.1	既発債の元利償還金の増等
その他	5.9	5.9	0.0	30年度同額
計	86.9	87.7	0.8	
一般財源	62.1	62.7	0.6	
(水準超経費除き)一般財源	60.3	60.8	0.5	(交付団体ベース)

注) 表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計、増減額が一致しない場合がある。

2. 社会保障の基盤づくり

- 「社会保障・税一体改革」の実現に向け、2019年10月に消費税率10%へ確実に引上げ。
- 新しい経済政策パッケージのうち幼児教育・保育の無償化については、2019年10月実施を目指しているが、制度設計が未だに不明確であり、市町村は財源を含め大変不安な状況。
- 市町村の行財政に大きく関わるものであり、具体的な政策の策定に当たっては地方の意見を十分踏まえるとともに、国の責任により適切に財政措置を講じるべき。

新しい経済政策パッケージの人づくり革命について

財源：引上げ分のうち1.7兆円程度

消費税率引上げとそれに伴う対応
(臨時閣議における総理発言)[抜粋]

施策項目	経済政策パッケージの主な内容	実施時期等
幼児教育の無償化	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 3歳～5歳までの全ての子供の幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化 ➢ 上記以外の認可外保育施設等の費用についても、保育の必要性が認定された子供を対象に、認可保育所における月額保育料の全国平均額を上限に無償化 ➢ 0歳～2歳児は、当面、住民税非課税世帯を対象として無償化 ➢ 障害児通園施設も無償化 ➢ 医療的ケア児について、看護師の配置・派遣によって受入支援を行うモデル事業を拡充しつつ、医療行為提供のあり方を議論 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 2019年10月から全面的な実施を目指す
待機児童の解消	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿確保（※必要となる運営費を確保） ➢ 企業拠出金0.3兆円は、企業主導型保育事業と保育の運営費（0歳～2歳児相当）に充当 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 2018年度から早急に実施
保育士の処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 2017年度の人勤に伴う賃金引上げに加え、更に1%（月3,000円相当）引上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 2019年4月から実施
高等教育の無償化	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 大学、短大、高専及び専門学校には授業料の減免措置、学生個人には給付型奨学金を措置 ➢ 住民税非課税世帯を対象として無償化（※準ずる世帯についても、年収300万円未満世帯は非課税世帯の3分の2、年収300万円～年収380万円未満世帯は3分の1の額を支援） 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 2020年4月から実施
介護人材の処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 勤続年数10年以上の介護福祉士について、消費税引き上げに伴う介護報酬の改定に合わせ、月額平均8万円相当の処遇改善を実施（公費1,000億円） ➢ 障害福祉人材も、同様に処遇改善を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 2019年10月から実施
私立高校の実質無償化	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 年収590万円未満世帯を対象として実質無償化（※住民税非課税世帯は実質無償化、年収350万円未満世帯は最大35万円、年収590万円未満世帯は最大25万円を支給ができる財源をまずは確保） 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 2020年度までに安定的な財源を確保しつつ実施
大学改革 リカレント教育	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 大学教育の質の向上、経営力の強化、大学の連携・統合等 ➢ リカレント教育の抜本的な拡充（雇用保険制度を活用した教育訓練給付の拡充）等 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 未定

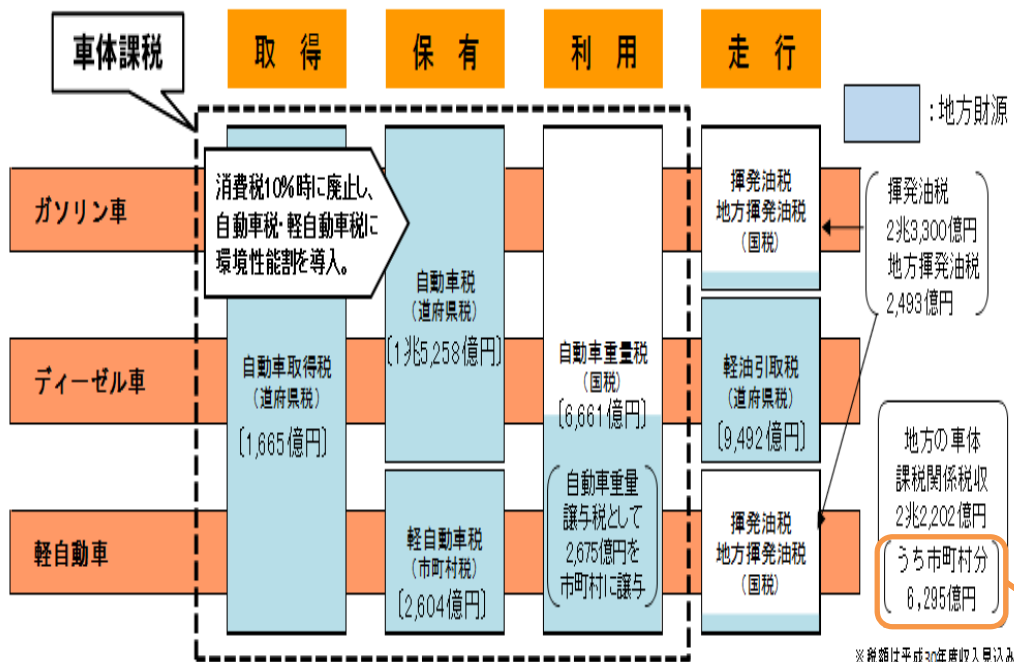
- 消費税率については、法律で定められたとおり、平成31年10月1日に現行の8%から10%に2%引き上げる予定です。
- 今こそ、少子高齢化という国難に正面から取り組まなければなりません。お年寄りも若者も安心できる全世代型の社会保障制度へと、大きく転換し、同時に財政健全化も確実に進めていきます。

※平成30年10月15日（月）臨時閣議

3.車体課税の見直しに当たっての地方財政への配慮

- 車体課税の地方の税収は2兆2,000億円で、地方の道路整備等の貴重な財源となっているが、今でも不足している状態。
- 車体課税の税収は、今後増加していく都市自治体の道路・橋梁の老朽化等への対応財源として不可欠。
- 車体課税に減収を及ぼさず、都市自治体の財政運営に支障が生じる見直しとならないようにすべき。

車体課税(地方税)の現状

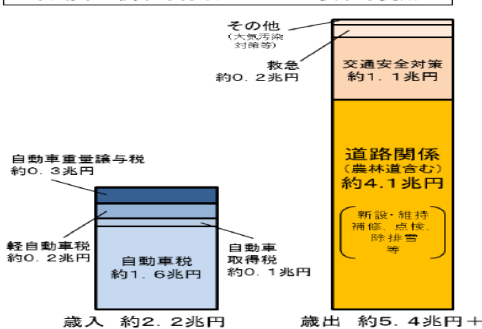


※税額は平成30年度収入見込み。

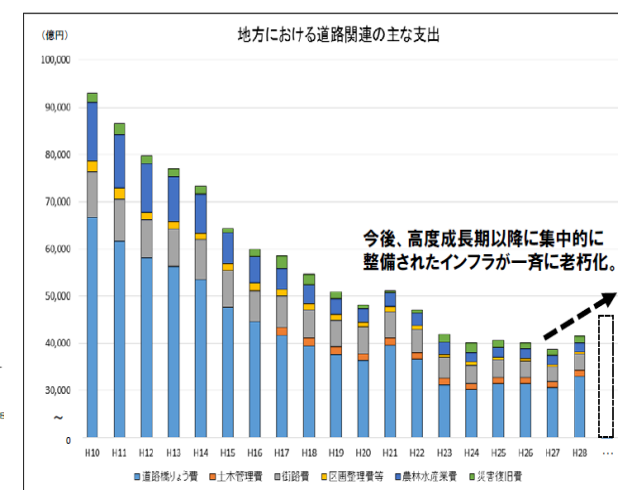
自動車に関する行政サービスと車体課税の状況

- 地方団体における道路等の自動車に関する行政サービスに要する費用は、車体課税の税収を上回っている。
- 今後、ますます道路・橋りょう等の老朽化が進むことが見込まれる。

地方団体における車体課税の税収と自動車に関する行政サービスに要する費用



※歳入及び歳出については平成28年度決算額。
 ※歳入については、増徴処理の関係で合計が一致しない。
 ※燃料関係税収(軽油引取税等)を車体課税の税収に加えても、約3.4兆円(平成28年度決算額)であり、自動車に関する行政サービスに要する費用が大きく上回る。

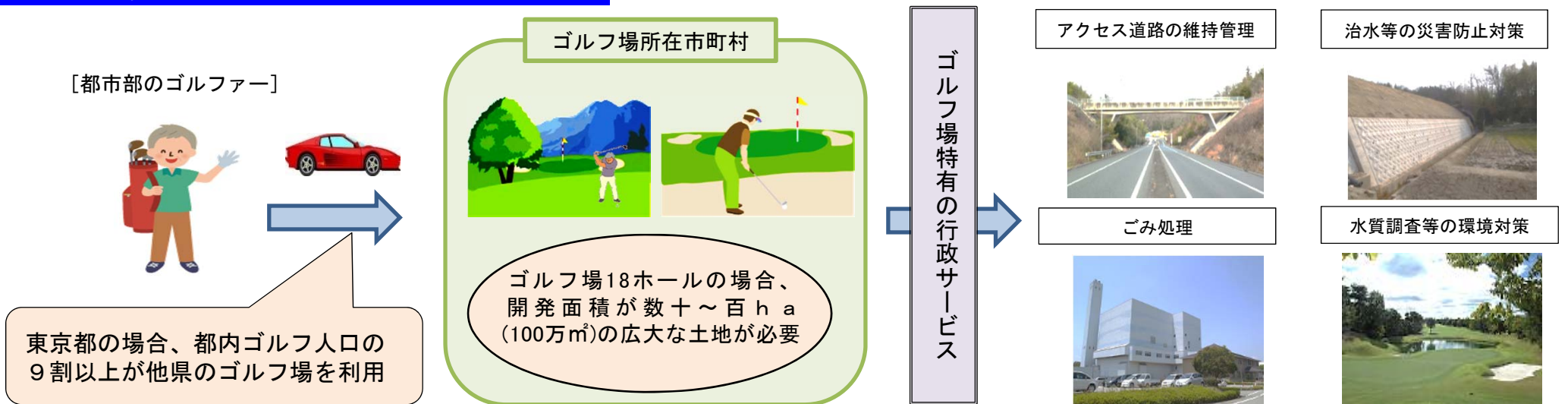


※地方における道路関連経費については、決算統計の数値。

4. ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

- ゴルフ場利用税収入は約460億円。その7割はゴルフ場所在市町村に交付。
- その税収はアクセス道路の整備や周辺的环境対策などの行政需要に対応。
- 特に財源の乏しい中山間地域の市町村にとっては、極めて貴重な財源。
- 恒久的かつ安定的な代替財源はあり得ず、引き続き、現行制度を堅持。

ゴルフ場関連の行政需要への対応



代替財源に対する考え方

- ゴルフ場利用税の代替財源として地方交付税で措置するという議論は、行政サービスに必要な財源の負担を受益者に求めるという合理的な仕組みが喪失するもの。
- 国民全体の負担に置き換えることとなる提案は、ゴルフをしない人を含めた納税者の理解は得られない。
- ゴルファーからの協力金やふるさと納税による財源確保策は、恒久的でも安定的でもなく、継続性のある代替財源とは言えない。

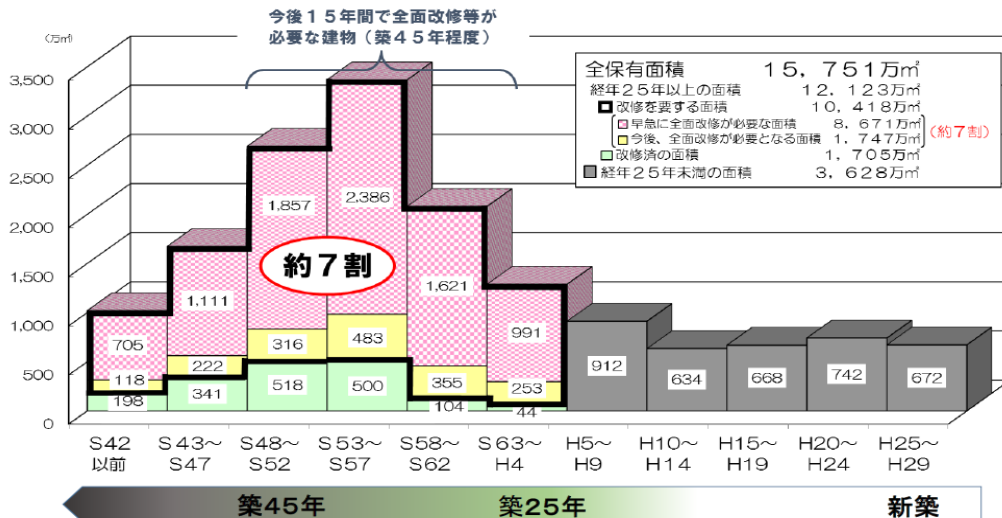
5. 公立小中学校施設整備のための予算確保

- 公立小中学校施設の1割超は、築45年以上で改修を要する施設。さらに、今後15年で第二次ベビーブーム期建設の施設の更新時期が一斉に到来。
- 一方、国の当初予算額は大幅に減少(平成10年度1,731億円→平成30年度682億円)。
- 新增築・老朽化対策等の事業を計画的に実施できるよう、当初予算において必要額を確保するとともに、対象事業拡大、補助率及び補助単価の引上げ等の財政措置の拡充が必要。
- 特に、トイレ改修、給食施設整備等について十分な財政措置が必要。

公立学校施設の老朽化の現状

- ・現在、築45年以上で改修を要する公立小中学校施設が既に1割を超えている
- ・今後15年で、第二次ベビーブーム期に建てられた施設の更新時期が一斉に到来

平成29年5月1日現在



公立学校施設整備費予算額の推移(平成10年度~2019年度概算要求)

※沖縄分については内閣府において計上

